

**令和3年度**  
**埼玉県職員採用選考**  
**( 児童福祉司：第2回 )**  
**受 験 案 内**

受 付 期 間 令和 3年10月11日 (月)～10月29日 (金) (当日消印有効)  
任命権者選考 令和 3年11月 7日 (日)  
人事委員会選考 令和 3年12月 2日 (木)

1 職 種 児童福祉司

2 採用予定人員 34人

3 職務内容 児童相談所に勤務し、児童福祉に関するケースワーク等の業務に従事します。  
(採用後は、県の人事異動方針に基づき、他の勤務課所へ異動になる場合があります。)

4 採用予定日 令和4年4月1日

※ 既に児童福祉司の任用資格を有する人は、欠員の状況に応じて、令和4年4月1日以前に採用される場合があります。

5 受 験 資 格

- 昭和37年4月2日以降に生まれた人で、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第3項に規定する児童福祉司の任用資格を有する人又は令和4年3月31日までに同任用資格を取得することが見込まれる人。
- 日本国籍を有する人。
- なお、地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人は受験できません（以下はその内容です。）。
  - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - ・ 埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
  - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
  - ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）
- 令和3年6月から8月にかけて実施した埼玉県職員採用選考（児童福祉司）を受験した人は受験できません。

(参考)

児童福祉司の任用資格を有する人とは、次の各号のいずれかに該当する人をいいます。

(児童福祉法第13条第3項)

- 一 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
- 二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)であつて、厚生労働省令で定める施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの
- 三 医師
- 四 社会福祉士
- 五 精神保健福祉士
- 六 公認心理師
- 七 社会福祉主事として二年以上児童福祉事業に従事した者であつて、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
- 八 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの

注 上記の受験資格において、職務経験や講習会の修了等が要件となっている場合は、人事委員会選考合格後に当該事項を証明する書類を提出していただき、受験資格を満たしているか確認を行います。その結果、必要な職務経験等を欠いていることが明らかとなった場合には採用されません。

## 6 申込手続

- ① 申込手続 所定の履歴書(A3ヨコ)及び児童福祉司任用資格となる免許(医師、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等)の写し(A4版コピー※免許保持者のみ)を締め切り日までに郵送又は持参してください。  
※ 必要事項を記入し、写真貼付の上提出してください。  
(押印等は不要です。)  
※ 携帯電話等をお持ちの場合は、併せて記入してください。  
※ 履歴書の様式は以下のURLからダウンロードすることができます。  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/syokuin/jidoufukushishir3-2.html>
- ② 受付締切 令和3年10月29日(金) (当日消印有効)
- ③ 送付先 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1  
埼玉県福祉部福祉政策課職員担当 伊藤、池上  
電話 048-830-3389

## 7 採用選考

### (1) 任命権者による選考

#### ① 日時・場所・合格発表

選考	日時	場所	合格発表
任命権者選考	令和 3年11月 7日(日)	さいたま市内	受験者全員に郵送にてお知らせします。 (11月中旬を予定)

※集合時間、場所は申込者に別途案内します。

#### ② 方法及び内容

選考	方法	内容
任命権者選考	論文試験	職務に従事する上で必要な専門知識について、記述式による筆記試験を行います。
	人物試験	人物及び専門的知識等について、個別面接による試験を行います。

注1 公共交通機関を利用し、時間に余裕を持って集合してください。

注2 携行品：鉛筆（HB 5本程度）、シャープペンシル、消しゴム、昼食、飲み物、腕時計（携帯電話及び計算・通信機能付きの時計は使用不可）

### (2) 人事委員会による選考（任命権者選考の合格者に対して行います。）

#### ① 日時・場所・合格発表

選考	日時	場所	合格発表
人事委員会選考	令和 3年12月 2日(木)	さいたま市内	実施後 1か月以内に受験者全員に郵送にてお知らせします。 ※通知が届かない場合は「12 問い合わせ先」まで御連絡ください。

※集合時間、場所は任命権者選考合格者に別途案内します。

#### ② 方法及び内容

選考	方法	内容
人事委員会選考	教養試験	公務員として必要な一般的知識及び知能について、多肢択一式による試験を行います。
	論文試験	文章による表現力、課題に対する理解力、思考力、その他の能力について、記述式による筆記試験を行います。
	人物試験	人物について、個別面接による試験を行います。
	適性試験	公務員として職務遂行上必要な素質及び適性についての試験を行います。

注1 この試験は大学卒業程度により行います。

注2 公共交通機関を利用し、時間に余裕を持って集合してください。

注3 携行品：任命権者選考合格通知、鉛筆（HB 5本程度）、シャープペンシル、消しゴム、昼食・飲み物、腕時計（携帯電話及び計算・通信機能付きの時計は使用不可）

## 8 合格から採用まで

- ① 原則として、令和4年4月1日に採用されます。  
※ 既に児童福祉司の任用資格を有する人は、欠員の状況に応じて、令和4年4月1日以前に採用される場合があります。
- ② 合格発表後、最終合格者に対し身体検査を実施します。
- ③ 児童福祉司任用資格取得見込みの人は、採用時までには資格が取得できない場合は採用されません。

## 9 給 与

- ① 初任給は、約227,500円（地域手当等を含む。）です。一定の経歴がある場合は、経歴に応じた額が加算されることがあります。
- ② 上記の初任給のほか、支給要件に該当する人は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。
- ③ 上記は、令和3年4月1日現在のものであり、採用時までには給与改定があった場合は、それによります。

## 10 勤務時間、休暇等

- ① 勤務時間 勤務時間は、原則として8：30～17：15です（原則、土日祝日は休みです。）。
- ② 休 暇 年間20日の年次有給休暇（ただし、新規採用職員については、採用月により20日以内で別に定められています。）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、忌引、出産、育児等）等があります。
- ③ 貸付制度 普通貸付、特別貸付、住宅貸付等の制度があります。
- ④ 祝 金 等 結婚祝金、就学祝金等の制度があります。

## 11 申込場所

埼玉県福祉部福祉政策課（本庁舎1階東側）



## 12 問い合わせ先

埼玉県福祉部福祉政策課職員担当 伊藤、池上  
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1  
電話 048-830-3389